契約内容を十分にご確認の上、大切に保管ください。

2026年3月30日改定
プレミアムウォーター株式会社

# プレミアムでんき　契約締結前交付書面

## 1）小売電気事業者の名称及び住所

HTBエナジー株式会社（登録番号：A0172）
東京都豊島区西池袋一丁目4番10号
電話番号：050-2018-1105（土日祝日、年末年始を除く　10:00 ～ 18:00）

## 2）取次事業者の名称及び住所

プレミアムウォーター株式会社
東京都港区虎ノ門4丁目3-13 ヒューリック神谷町ビル7階

## 3）お客様からの問い合わせに応ずるための連絡先および対応時間

プレミアムでんき カスタマーセンター：0120-109-032
携帯電話からのお問合せ：0570-030-109
（土日祝日、年末年始を除く　10:00 ～ 18:00）
・メールアドレス：cs@denki.premium-water.net

## 4）需給契約の申込方法

・インターネット等を通じてお申込みが可能でございます。
・需給契約のお申込み時または締結後に交付すべき契約内容についての書面等、その他の電気事業法その他の法令に基づく書面交付については、原則として、お客様が登録した連絡先に対し電子メール（SMSサービスを含みます。）を送付する方法または当社所定のウェブサイト等にて開示の上閲覧に供する方法（なお、いずれの場合もPDFファイル形式またはインターネットブラウザソフトを利用する形式とします。）等その他の情報通信技術を利用する方法にておこなうものとします。

## 5）電気供給開始の予定年月日

・現在電気をご利用中の場所において、他の小売電気事業者から当社に需給契約を切り替える場合の供給開始日は、お客様がお申込みいただいた後、新旧小売電気事業者双方の契約切り替え手続きが完了し、一般送配電事業者が定める所定期間を経た後の検針日となります。なお、新旧小売電気事業者双方、および一般送配電事業者の所定手続きが完了しない場合には、電気の供給は開始されません。
・初めて電気をご利用になる場所（入居時など）において、当社と需給契約をする場合の供給開始日は、原則としてお客様がご希望された日となります。
・当社は、お客様の需給契約のお申込みを承諾したときには、必要に応じてお客様と協議のうえ供給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
・当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をすみやかにお知らせし、あらためてお客様と協議のうえ、供給開始日を定めて電気を供給いたします。

## 6）契約の成立日

・需給契約は、お客様の申込みを当社が承諾し、かつお客様および当社との間の需給契約に対応する接続供給契約が当社および一般送配電事業者の間で成立することを停止条件として、当社とお客様との間に成立いたします。

## 7）電気需給にかかる料金および当該料金の算定方法

・料金は、別段の定めが無い限り、基本料金、電力量料金、燃料費等調整額、容量拠出金反映額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。（詳しくは、”プレミアムでんき電力供給約款”でご確認いただけます。）
・燃料や電力の取引価格の変動により、電気料金の額は変動いたします。当該変動の額に上限はありません。※当該変動の額の算出方法は、燃料費等調整額および容量拠出金反映額に関するご説明箇所をご確認ください。

・燃料費等調整額は、燃料価格に応じて電気料金の加減算をおこなう燃料費調整額と、一般社団法人日本卸電力取引所におけるエリアプライスに応じて電気料金の加減算をおこなう電源調達調整費を合算した総称をいいます。
・燃料費調整額は、別途定義する平均燃料価格、基準燃料価格、基準単価および燃料費調整適用係数に応じて、【（平均燃料価格－基準燃料価格）×基準単価／1,000×燃料費調整適用係数】の算式により算出する燃料費調整単価を適用して算定します。燃料費調整額は、平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は電気料金から減算され、平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は電気料金に加算されます。なお、N月の検針日からN＋1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金に適用される燃料費調整単価は、N月の4ヶ月前の月の1日からN月の2ヶ月前の月の末日までの3ヶ月間において算定した平均燃料価格に基づき、算定されます。
・電源調達調整費は、一般社団法人日本卸電力取引所（JEPX）が公表するスポット市場取引におけるエリアプライスの1か月平均値に、1＋消費税および地方消費税の税率を乗じ、小数第3位以下を四捨五入した値（以下「JEPXエリアプライス平均値」といいます。）に当社が定める調達単価係数を乗じたものと、別途定義する還元調整基準単価、追加調整基準単価、適用期間補正係数および電源調達調整適用係数に応じて、【（JEPXエリアプライス平均値×調達単価係数－還元調整基準単価）× 適用期間補正係数 × 電源調達調整適用係数】または【（JEPXエリアプライス平均値×調達単価係数－追加請求基準単価）× 適用期間補正係数 × 電源調達調整適用係数】の算式により算出する電源調達調整単価を適用して算定します。電源調達調整費は、JEPXエリアプライス平均値×調達単価係数の値が還元調整基準単価を下回る場合は電気料金から減算され、JEPXエリアプライス平均値×調達単価係数の値が追加請求基準単価を上回る場合は電気料金に加算されます。なお、N月の検針日からN＋1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金に適用される電源調達調整単価は、N月の1日からN月の末日までの1ヶ月間において算定したJEPXエリアプライス平均値に基づき、算定されます。
・N月の検針日からN＋1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金に適用される燃料費等調整額の加減算は、原則として、当該電気料金の請求にて相殺または合算することでおこなうものとします。なお、減算する燃料費等調整額の金額が当該電気料金の金額を超過する場合、当該超過分を次月の電気料金の請求から減算するものとし、その後も同様とします。
・当社は、当社の裁量により、燃料費等調整額の加減算について、当社が適当と判断した方法により事前にお客様に通知することで、燃料費等調整額の全部または一部の加減算を分割にておこなうことまたは燃料費等調整額の一部または全部を加算しないことができるものとします。ただし、燃料費等調整額の加減算を分割にておこなっているお客様の需給契約が終了する場合、需給契約が終了した日時点において料金に加減算していない燃料費等調整額の残額の合計金額については、最終の料金の請求時に一括して加減算するものとします。

・当社は、毎年１月１日、４月１日、７月１日、10月１日の年４回、燃料費調整単価に係る燃料費調整適用係数ならびに電源調達調整単価に係る還元調整基準単価、追加調整基準単価、電源調達調整適用係数、調達単価係数および適用期間補正係数の見直しをおこない、当社が必要と判断した場合は、当社が適当と判断した方法により事前にお客様に通知することで、その内容を改定することができるものといたします。

・燃料費等調整額に関するその他の詳細は、プレミアムでんき電力供給約款別表２（燃料費等調整額）、別表３（燃料費調整）および別表４（電源調達調整費）をご確認ください。

・容量拠出金反映額とは、容量市場における供給力の取引に関して当社が負担する容量拠出金について、この容量拠出金に相当する額として当社が定める金額を、2024年４月の検針日以降の期間にお客様が使用する電気の料金においてお客様に請求するものであり、以下に定める「容量拠出金反映基礎額」に対し、以下に定める「容量拠出金反映調整額」を加減算した金額の合計をいいます。
・容量拠出金反映基礎額は、【契約電力（※１）（※２）（※３）×容量拠出金反映基礎額単価（※４）】の算式によって算定する金額とします。なお、Ｎ月の検針日からＮ＋１月の検針日の前日までの期間に使用された電気の料金に含まれる容量拠出金反映基礎額は、Ｎ月１日からＮ月末日までの期間における容量拠出金を対象とします。
・容量拠出金反映調整額は、【契約電力（※１）（※２）（※３）×容量拠出金反映調整額単価（※5）】の算式によって算定する金額とし、当社は、容量拠出金反映調整額の加減算により、「容量拠出乖離額」（容量拠出金反映額として当社がお客様に請求した金額から、当社が広域機関より請求される容量拠出金の金額を引いた金額をいいます。）に係る調整をおこなうことができるものとします。容量拠出乖離額が０円未満の場合は、容量拠出金反映調整額を同一料金期間に対して請求する容量拠出金反映基礎額に加算するものとし、容量拠出乖離額が０円以上の場合は、容量拠出金反映調整額を同一料金期間に対して請求する容量拠出金反映基礎額から減算するものとします。なお、当該調整は、その調整の大元となる容量拠出金反映額の請求を受けたお客様か否かにかかわりません。
　※１　料金算定期間の初日より前の直近の月初１日が終了する時点での契約電力の値（ただし、供給開始後、該当する値が存在しない間は供給開始時点での契約電力の値）を適用いたします。
　※２　契約電流（Ａ）については10Ａを1kWに、契約容量（kVA）については1kVAを1kWに、それぞれ換算して適用いたします。
　※３　別途当社が定めるプレミアムでんき約款に定める一部の契約種別のお客様には、当社が別途定めるみなし契約電力の値を適用いたします。なお、当社は、毎月１日時点においてみなし契約電力の見直しをおこない、当社が必要と判断した場合は、当社が適当と判断した方法によりお客様に通知し、その内容を改定することができるものといたします。
　※４　容量拠出金反映基礎額単価は消費税等相当額を含む金額とし、当社が、広域機関より開示される容量拠出金の見込金額をもとに、年度（毎年４月の検針日から翌年４月の検針日の前日までの期間）分として供給区域ごとに算出し設定します。
　※５　容量拠出金反映調整額単価は消費税等相当額を含む金額とし、当社が、容量拠出乖離額をもとに、各月の検針日から翌月の検針日の前日までの算定期間分として供給区域ごとに算出し設定します。
・Ｎ月の検針日からＮ＋１月の検針日の前日までの期間に使用された電気の料金に含まれる容量拠出金反映調整額は、以下の期間における容量拠出金に基づき算出する容量拠出乖離額を対象とします。
　Ｎ－４月１日からＮ－４月末日までの期間における容量拠出金
　Ｎ－８月１日からＮ－８月末日までの期間における容量拠出金
　Ｎ－12月１日からＮ－12月末日までの期間における容量拠出金
　ただし、広域機関が、当社に対して過去に請求した容量拠出金を変更・修正した場合には、上記にかかわらず、当該変更・修正により発生した容量拠出乖離額に係る調整をおこなうことができるものとします。この場合、当該調整は、原則として、当該変更・修正の通知を当社が受領した日が属する月の翌々月の検針日から翌翌々月の検針日の前日までの期間を算定期間とする容量拠出金反映調整額にておこないます。

・当社は、前述にかかわらず、当社の裁量により、当社が適当と判断した方法により事前にお客様に通知することで、容量拠出金反映額の一部もしくは全部について料金に加算しないこと、または容量拠出金反映額の一部もしくは全部について分割にて料金に加減算することができるものとします。

・容量拠出金反映額の加減算を分割にておこなっているお客様の需給契約が終了する場合、需給契約が終了した日時点における料金に加減算していない容量拠出金反映額の合計金額（以下「未履行反映額」といいます。）については、最終の料金の請求時に一括して加減算するものとします。

・未履行反映額を減算する場合で、かつ未履行反映額が最終の料金の請求金額を超過した場合、当社は別途当社の定める時期までに、当社の定める方法にてお客様に返金いたします。お客様の責めに帰すべき事由により返金をおこなうことができない場合、当社が適当と判断した方法にてお客様に通知することで是正を求めますが、当社が当該通知を発した後６ヶ月以内にお客様がこれを是正しない場合（お客様の責めに帰すべき事由により、当該通知がお客様に到達しなかった場合を含みます。）には、当該期間が経過した時点をもってお客様の当社に対する未履行反映額の返還請求権は消滅するものとします。

### 8）料金等のお支払い方法

・クレジットカード払い、または後払いドットコム（口座振替）
・クレジットカード払いの場合、お客様がご登録されたクレジットカード会社の規約およびお引落し日に従いお支払いいただきます。（決済手数料無料）
・後払いドットコム（口座振替）の場合、毎月１～15日にお支払い額が確定した場合は翌月26日、16～末日にお支払い額が確定した場合は翌々月26日にご登録の口座から自動引落しとなります。（決済が発生した月のみ、需給契約ごとに決済事務手数料220円（税込）/月）
　なお、引落し日が土日祝日の場合は翌営業日に自動引落しとなります。

### 9）工事費にかかる事項

①工事負担金
・お客様が新たに電気を使用し、もしくは契約容量等を増加され、これにともない新たに供給設備を施設する場合、または、新たな電気の使用もしくは契約容量等の増加をともなわないで、お客様の希望により供給設備を変更する場合で、当社が託送供給等約款に基づいて、一般送配電事業者から工事費の負担を求められた場合は、当社はその実費を工事費負担金としてお客様から申し受ける場合がございます。

②工事費負担金の申受および精算
・当社が託送供給等約款に基づき、工事費負担金を求められる場合は、工事費負担金を工事着手前に申し受ける場合がございます。なお、工事完成後に託送供給等約款に基づき精算する場合には、当社はお客様とすみやかに精算するものといたします。

③供給開始に至らないで需給契約を終了または変更される場合の費用の申受け
・供給設備の一部または全部を施設した後、お客様の都合によって供給開始に至らないで需給契約を終了または変更される場合は、当社は、託送供給等約款に基づいて一般送配電事業者から請求された費用の実費をお客様から申し受ける場合がございます。
　なお、実際に供給設備の工事をおこなわなかった場合であっても、測量監督等に費用を要したときは、その実費を申し受ける場合がございます。

### 10）その他ご負担いただく費用

・お客様が、支払期日を経過してもなお料金その他の債務（遅延損害金および再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）について支払われ

ない場合は、遅延損害金を申し受けます。遅延損害金が発生する起算日は、お客様が指定された支払方法に応じて、当社が定める支払期日の翌日といたします。遅延損害金は、起算日から支払いがなされた日までの日数に応じて、年率14.6%の割合で算定し、遅延損害金が発生した月の翌月の料金と合算して請求いたします。ただし、支払い期日から10暦日までにお支払いがなされた場合は、遅延損害金は免除いたします。

・お客様への領収書の発行は当社が指定する方法によっておこないます。
・お客様が料金の支払期日を超過してなお支払われない場合、当社判断にて翌月以降の料金等と併せて請求することがございます。
・お客様より届出のあったお支払い方法に不備がある場合、または、お客様によるお支払いが確認できない場合、請求書により請求をおこなうことがございます。その場合、請求書1枚につき事務手数料330円（税込）を併せて請求いたします。

### 11）契約電圧や契約電流

・供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトでございます。
・周波数は50ヘルツまたは60ヘルツでございます。
・お客様が申し出た契約電流、契約容量および契約電力が、契約負荷設備の内容に照らして不合理である場合、または、お客様からこれらに関する申出がない場合は、契約負荷設備の内容等を踏まえ、当社の裁量により契約電流、契約容量および契約電力を決定するものといたします。

### 12）使用電力量の計測および料金算定方法

①使用電力量の計測
・使用電力量の計量は、一般送配電事業者により託送供給等約款に従いおこなわれるものといたします。計量された使用電力量はお客様にお知らせいたします。
②料金算定方法
・料金は、お客様の使用電力量にもとづき、供給契約ごとに契約種別の料金を適用して算定いたします。
・料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
イ　電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金算定期間の日数がその料金算定期間の終期に対応する検針の基準となる日の属する月の前月の日数（以下「暦日数」といいます）に対し、5 日を上回り、または下回るとき
ロ　契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合
・料金の支払義務は原則として検針日に発生するものといたします。

### 13）契約期間

・契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年後の応当日までといたします。契約期間満了に先だって、お客様または当社のいずれからも契約変更等の申出がない場合は、需給契約は契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。ただし、プランによってはこれと異なる契約期間を定める場合があり、「19）その他」にて記載いたします。
・各でんきプランは、終了または変更することがございます。終了または変更する場合は、合理的な事前告知期間を設けるとともに公式ホームページへの掲載その他適切と判断する方法によってお客様に対して告知いたします。

### 14）解約（強制解約含む）および他小売電気事業者への契約切り替え

・解約については、プレミアムでんきカスタマーセンターへの電話にて、受付いたします。
・当社以外の小売電気事業者へ切り替えの場合、手続きは新たにご契約される小売電気事業者にておこないますが、切り替えにかかる各種説明事項がご不明の場合は、プレミアムでんきカスタマーセンターへお問合せください。切り替えされた場合でも、お客様と当社間での債権・債務は引き続き存続いたします。
・お客様が次のいずれかに該当し、当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約をお客様に対する通知により解約することがございます。
①お客様が、需給契約のお申込みその他の場合において、お客様の氏名、住所等、電気の使用開始を始めた時期に関し事実に反する申出をおこなった場合
②他人になりすまして各種サービスを利用した場合
③他人の権利を侵害し、公序良俗もしくは法令に反し、または他人の利益を害する態様で電気を使用した場合
④電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の電線路を使用し、または電気を使用される場合
⑤お客様の責めとなる理由により保安上の危険がある場合
⑥当社および一般送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
⑦電気の使用にともなうお客様の協力が得られない場合
⑧当社のサービスの運営を妨げる行為をおこなう場合

・お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社は、需給契約を解除することがございます。
なお、この場合には、原則として解約の10日前後に書面にてお知らせいたします。
①お客様が料金の支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
②お客様が他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金の支払期日をさらに15日経過してなお支払われない場合
③約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（遅延損害金、違約金、工事費負担金その他この約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
④その他お客様が約款に違反した場合

・お客様が、需給契約の終了による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置をおこなった日に需給契約は消滅するものといたします。

### 15）お客様側の調査・保安等に関するご協力

①調査に関するご協力
・お客様が電気工作物の変更の工事をおこなった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を一般送配電事業者の登録調査機関に通知していただきます。
・一般送配電事業者は、調査をおこなうにあたり、必要があるときは、お客様の承諾をえて電気工作物の配線を提示していただきます。
②保安等に関するご協力
・次の場合には、お客様からすみやかにその旨を一般送配電事業者に通知していただきます。
この場合には、一般送配電事業者は、ただちに適当な処置をいたします。
イ　お客様が、引込線、計量器等その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
ロ　お客様が、お客様の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
・お客様が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじ

めその内容を一般送配電事業者に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を一般送配電事業者に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、一般送配電事業者は、お客様にその内容の変更をしていただくことがございます。

### 16）電気の使用方法

・お客様の電気の使用が、他のお客様の電気の使用を妨害し、また他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼすとき、もしくはそのおそれがある場合は、お客様の負担で必要な対策をおこなって電気を使用していただきます。

### 17）個人情報の取り扱い

・お客様の個人情報の取り扱いに関する指針（プライバシーポリシー、共同利用プライバシーポリシー）を定め、当社のホームページ等にて掲示いたします。当社は、お客様の個人情報について、お客様の個人情報の取り扱いに関する指針に定めるところにより、当社事業の業務その他付随する業務をおこなうために必要な範囲内で利用いたします。また、当社は、お客様の個人情報を当社が指定する共同利用者と共同で利用し、または、当社が指定する第三者へ提供する場合がございます。

### 18）反社会的勢力ではないことの表明・保証

・お客様には、需給契約の締結時点および将来にわたって、次のいずれにも該当しないことを表明し保証していただきます。

イ　暴力団員（暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む）が集団的にまたは常習的に暴力的不法行為等をおこなうことを助長するおそれがある団体）の構成員）

ロ　暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団との関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等をおこなうおそれがある者、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給をおこなう等暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与する者）

ハ　暴力団関係企業の構成員（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供をおこなう等暴力団の維持もしくは運営に協力しもしくは関与する企業または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業の構成員）

ニ　総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等をおこなうおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

ホ　社会運動等標榜ゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等をおこなうおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者）

ヘ　特殊知能暴力集団等（イからホに掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている者）

ト　その他前各号に準ずる者

・当社は、お客様が前述イ～トに該当し、違反し、または、違反している疑いがあることが判明した場合は、ただちに需給契約を解約いたします。

### 19）その他

・お客様が契約開始以前に電気を使用していた場合の電力使用は無契約での電力使用となるため、遡及して当社との契約が必要になります。

・当社と新規にご契約いただくことにともない、現在ご契約中の小売電気事業者との間で契約途中の解約金等が発生する可能性がございます。詳しくは現在ご契約中の小売電気事業者にお問合せください。

・電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客様が保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

・お客様は、一般送配電事業者が託送供給等約款に定める需要者に関する事項を遵守するものとし、これを承諾していただきます。

・天災地変やスマートメーターの不具合などによる、正確な時間帯別計量がおこなえなかった場合でも、当社は特別な対応をおこないません。

## 契約解除（クーリング・オフ）に関する事項

訪問販売または電話勧誘販売により契約締結された場合は、クーリング・オフの対象となりますので、以下の内容をご確認ください。

1. お客様がお申込み（契約）をされた場合、本書面を受領された日から起算して８日間は、書面を郵送又はFAXで送信すること若しくは電磁的方法（電子メールの発信を含みます。）により無条件でお申込みの撤回（契約が成立したときは契約の解除）をおこなうこと（以下「クーリング・オフ」といいます。）ができます。その効力は書面を発信した時（郵送のときは郵便消印日付、FAXのときはその送信日）又は電磁的方法で発信した時（電子メールのときはその送信日）から発生します。
2. ①お客様は、クーリング・オフをおこなう場合、これに伴って損害賠償又は違約金のお支払いを請求されることはありません。②お客様は、クーリング・オフをおこなう場合、既に契約に基づき電気が提供されたときにおいても、当該電気に係る対価その他の金銭の支払義務はありません。③お客様は、クーリング・オフをおこなう場合、すでに契約に関連して金銭を受領しているときは、速やかにその全額を当社から返還します。④お客様は、既に契約に基づき電気が提供により得られた利益、権利を行使して得られた利益に相当する金額の支払いを請求されることはありません。⑤お客様は、クーリング・オフをおこなう場合、契約に係る電気の提供にともないお客様等（特定商取引に関する法律第９条第１項または同法第24条第１項の申込者等をいいます。）の土地または建物その他の工作物の現状が変更されたときは、当社に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができます。
3. 上記クーリング・オフの行使を妨げるために当社が不実のことを告げたことによりお客様が誤認し、又は威迫したことにより困惑してクーリング・オフをおこなわなかった場合は、当社から、法律に定めるクーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から８日を経過するまでは書面又はFAX若しくは電磁的記録（方法（電子メールの発信を含みます。等）によりクーリング・オフをすることができます。
4. 契約の申込みの撤回または契約の解除があった場合、電気供給に関して無契約状態となり、電気の一切の供給が停止されるおそれがあるため、遅滞なく他の小売電気事業者と契約締結いただくか、最終保証供給を申込む必要があります。
5. クーリング・オフを希望されるお客様は、後記のとおり必要事項をご記入の上、当社宛てに書面又はFAX若しくは電磁的方法（電子メールの発信を含みます。）でご送付ください。（簡易書留扱いでの郵送を推奨しております。）

※郵送先：〒105-0001　東京都港区虎ノ門４丁目3-13
ヒューリック神谷町ビル７階　プレミアムウォーター株式会社　行
※FAX 送信先：03-5468-0355
FAXの場合は必ず宛先に「プレミアムウォーター株式会社宛」を記載してください。
※電子メールの場合：cs@denki.premium-water.net
電子メールの場合は必ず件名に「クーリング･オフ」と記載してください。
※プレミアムでんき カスタマーセンター：0120-109-032
※携帯電話からのお問合せ：0570-030-109

【必要事項】
①申込（契約）年月日
②販売店（取次店）名
③商品・サービス名
④ご住所
⑤ご契約者様名（フルネーム・フリガナつき）
⑥電話番号
⑦「上記①記載の日付の申込は撤回、又は契約解除します。」という旨の文言